

お客さま各位

## 手形・小切手機能の全面的電子化に向けた対応について

平素より、東予信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手機能の全面電子化に向けて、下記のとおり各種関連業務を停止しますので、お知らせいたします。

なお、現在当座預金をご利用中のお客さまについては、引き続き当座預金をご利用いただけます。

### 記

#### 1. 取扱停止業務等

取扱停止業務等		実施日
①当座預金口座の新規開設停止		令和7年11月4日（火）
②令和9年4月以降を支払期日とする手形・小切手（先日付小切手）の代金取立の受付停止		
③手形・小切手の発行終了 ※発行済みの手形・小切手については引き続きご利用いただけます。		令和8年3月31日（火）
④署名判印刷サービス	新規受付停止	令和7年11月4日（火）
	サービス廃止	令和8年4月1日（水）
⑤当座預金の払戻請求書による払戻		令和8年4月1日（水）

#### 2. 停止理由

令和3年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」を受けて、政府・金融界では令和8年度末（令和9年3月末）までに紙の手形や小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指して各種取組を進めています。

こうした取組の一環として、紙の手形や小切手を使用している当座預金口座の新規開設などを停止させていただくものです。

#### 3. 当座預金に代わるサービスについて

令和7年11月以降、新規に事業性にかかる預金口座の開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用普通預金（無利息型）」のいずれかをご利用ください。

また、当座預金をご利用中のお客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上